令和2年度第2回埼玉県利根地域保健医療·地域医療構想協議会 議事概要

- 1 日 時 令和3年3月4日(木)(委員への資料発送日)
- 2 場 所 新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催
- 3 議事概要
- (1)令和元年度病床機能報告結果について 説明資料は、資料1-1、資料1-2、資料1-3及び資料1-4。

【(1)に関する意見・質問】

•(資料1-2関係)

利根医療圏において見直し後の回復期病床数が 727 床不足となっているが、病床稼働率は 81.5%である。この原因として他医療圏に流出しているためか。今後の後期高齢者の増加に よって病床が不足すると考えるかの分析を問う。

·(資料1-4関係)

各医療機関毎の救急車受入れ件数一覧を拝見しますと、2,000 件に満たないものの、病院 規模からみて相対的に積極的に受入れ頂いている施設が多々見受けられます。令和 2 年度 診療報酬改定にて新設された地域医療体制確保加算の要件において、施設基準を満たさず 算定対象とならない医療機関においても、地域医療介護総合確保基金にて支援をする事と なっていますが、埼玉県(利根医療圏)においては、どのような扱いになっているのでしょうか。 三位一体改革が進む中でも、必要な救急医療を継続できるよう支援が行き届くよう期待致した く、質問させて頂きます。

・ 病床稼働率、平均在棟日数は便宜的なものとあり、実際にみても疑問と思われる数字(高度 急性期病棟で在棟日数が 18.9 日など)もみられますが、参考にはなると思います。ただこの数 字をもとに議論することがあるのでしたら、より正確な data が必要になると思われます。

【(1)に関する意見・質問に対する回答】

- ・ 病床機能報告における医療機能の選択は、医療機関の自主的な判断により行われることが 基本とされており、今回の資料は医療機関が報告したデータに基づき作成したものです。
- 一方で、各医療機能の報告上の定義が定性的であるため、「報告上の機能と実際の機能が異なる場合があり、地域の医療体制のあり方の議論に活用できない」等の指摘もあるため、本県では、病床機能報告の診療実績データ等を活用し、医療機能の分類に関する定量的な基準を設定し、地域の医療提供体制を分析する取組を行っております。

前回の本協議会で御説明いたしました平成30年度病床機能報告の定量基準分析によれば、 回復期機能と区分された病床数に今後整備が予定されている病床数を加えた数は、将来の必要 病床数を充足しているとの分析結果になりました。

今後の協議会において、医療機能の分化と連携に向けた協議を行う際、医療提供体制の現状を把握する手段として、定量基準分析結果も活用いただきたいと考えております。なお、令和元年度病床機能報告データに係る定量基準分析結果につきましては、令和3年度の本協議会において報告する予定でございます。

次に、病床利用率が低いとの御指摘につきましては、地域医療構想策定以前の本協議会においても、利根圏域から周辺の他圏域への入院患者数の流出が多いことが要因といった意見がご

ざいました。

地域医療構想の推計においても、利根圏域の入院患者の受療動向は流出超過となっており、 地域医療構想の推計と同じ基準ではございませんが、平成29年患者調査等を分析した結果にお いても、一般病床及び療養病床のいずれも流出超過となっております。

また、埼玉県地域医療構想における利根圏域の入院患者の医療需要推計では、75歳以上人口の増加に伴い、2035年にかけて医療需要の増加が続くことが見込まれており、2025年の必要病床数もこの前提に立って推計を行っております。

- ・診療報酬上の地域医療体制確保加算を満たさない医療機関に対する地域医療介護総合確保 基金を活用した支援につきましては、時間外が年 960 時間を超えている医師を雇用している医療 機関である等の要件を満たしている場合に対象となります。医療機関に対して確認を行った結果、 本県におきましては、対象となる医療機関がなかったことから、令和2年度及び令和3年度に基金 を活用した事業を行う予定はございません。
- (2) 埼玉県保健医療計画の中間見直しについて 説明資料は、資料2。

【(2)に関する意見・質問】

・新型コロナウイルス感染症の病床が逼迫する中で、独立行政法人国立病院機構東埼玉病院などの公立病院の役割は重要である。公立・公的病院の再編統合計画の見直しが必要であると考える。

(資料2関係)

- ・埼玉県地域保健医療計画(第7次)の中間見直しについて、見直しの考え方(3)によると、「計画策定後の状況変化(新興感染症の感染拡大等)を踏まえた見直しを行う」とある。新型コロナウイルス感染症の事態長期化に伴い医療提供体制の整備が求められている中、それらの見直しによって、圏域構想に具体的にどのような影響が発生すると想定されるのか、お分かりであればご教示いただきたい。
- ・ 資料いただきありがとうございました。当院はこの4月から新病棟を開設いたします。これに伴い改めて次年度の病床機能報告を提出させていただきます。見直しの中では(3)の COVID-19 の今後の収束状況と、これに伴う入院病床の変化とのかね合いが最も重要になるかと存じます。あくまでも流動的ですので難しい問題かと存じますが、よろしくお願い申し上げます。
- ・ 新興感染症に関して、国は第8次医療計画に追加するに対して、第7次計画の中間見直しの中にコロナウイルス感染症への対応を踏まえることに賛成です。

【(2)に関する意見・質問に対する回答】

・ 長期にわたっている新型コロナウイルス感染症への対応については、公立病院を含む県内各 医療機関をはじめとして多くの関係者の御理解と御協力をいただいているところです。

厚生労働省は、診療実績データ分析の結果、あり方の再検証が必要と判断された公立・公的医療機関を「再検証対象医療機関」として公表いたしましたが、このことを以て直ちに再編統合が必要と判断されるものではありません。

再検証対象医療機関に関する地域医療構想調整会議における協議については、厚生労働省が協議の期限を延期しており、国において今後の方針を検討し、改めて示す予定とされております。

県としましては、国が示す方針を踏まえつつ、本協議会において、新型コロナウイルス感染症への対応状況も含めた地域の医療提供体制の現状把握を行い、再検証医療機関の今後のあり方について協議を行っていただきたいと考えております。

・新型コロナウイルス感染症への一連の対応を通じて、感染患者の症状の程度に応じた受入医療機関をはじめ、疑い患者受入医療機関や後方支援医療機関をも含めた、医療機関間の役割分担の明確化と連携の重要性が明らかとなりました。また、新型コロナウイルス感染症に対する医療と救急医療をはじめとした一般医療との両立にも配慮した医療機関間の役割分担も求められています。

新型コロナウイルス感染症への対応が平時の医療提供体制のあり方を見直す契機になっているとの見方もあり、今後、医療機能の分化と連携に向けた取組を一層推進していくことが求められるものと考えられます.

国においては「医療計画の見直し等に関する検討会」が昨年12月に『新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方』の報告書をとりまとめました。この中では、感染拡大時の短期的な医療需要への対応は、医療計画の中に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、これに基づいて行うことを前提とし、地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床の必要量の推計・考え方)を維持する方向性が示されています。その上で、地域医療構想の実現に向けた今後の工程については、新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、感染状況を見ながら、厚生労働省において改めて具体的な工程の設定について検討することとされています。

利根圏域におきましても、厚生労働省が示す今後の方向性を踏まえつつ、医療機能の分化と連携に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

以 上